

令和7年度第2回

# 堺市景観審議会

日時 令和8年3月25日(水)  
午前10時30分

場所 堺市役所本館地下1階 多目的室

都市景観課

○出席委員(10名)

会 長	中 嶋 節 子	副会長	倉 方 俊 輔
委 員	梶 哲 教	委 員	花 田 眞理子
委 員	林 倫 子	委 員	岸 本 啓 司
委 員	金 井 和 人	委 員	大 西 公 彦
委 員	西 哲 史	委 員	芦 田 和 典

○案件

会長及び副会長の選出について

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた検討について

(午前 10 時 30 分開会)

○事務局（司会）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和7年度第2回堺市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会をさせていただき、都市景観課 課長補佐の大石と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

大阪学院大学准教授の梶委員でございます。

大阪公立大学大学院教授の倉方委員でございます。

京都大学大学院教授の中嶋委員でございます。

大阪府環境農林水産総合研究所客員研究員花田委員でございます。

関西大学准教授の林委員でございます。

堺市自治連合協議会副会長兼書記の岸本委員でございます。

大阪広告美術協同組合理事長の金井委員でございます。

堺市議会議員の大西委員でございます。

堺市議会議員の西委員でございます。

大阪府警察堺市警察部総務課長の芦田委員でございます。

奈良県立大学教授の宮川委員、公益社団法人大阪府建築士会特任顧問の寺地委員につきましては、本日所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。都市計画部長の齋藤でございます。都市景観課長の小田でございます。

続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。

会議次第、配席図、堺市景観審議会委員名簿、資料1 令和7年度第1回堺市景観審議会でのご意見に対する対応について、資料2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた検討について、参考資料 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度に関する手引き(案)

です。不足の資料は、ございませんでしょうか。

本日は、委員委嘱後、初めての審議会でございますので、会長・副会長の選出をしていただきます。つきましては、慣例により、事務局から会長選出のために、座長を指名させていただきます。会議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ないようですので、事務局から座長を指名させていただきます。恐れ入りますが、岸本委員に座長をお願いしたいと思います。岸本委員よろしく申し上げます。

○岸本座長

只今、ご指名をいただきました岸本でございます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、会長の選出につきましてお諮りいたします。本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出について、どなたかご意見ございませんか。

○梶委員

これまで景観審議会では会長をされた、中嶋委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

○岸本座長

只今、梶委員から、会長に中嶋委員というご推薦がありました。他にご意見はございませんか。それでは、中嶋委員に会長をお願いすることに、ご異議ございませんか。ご異議が無いようですので、中嶋委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、これをもちまして、以後の議事進行は会長にお願いします。

○司会（大石補佐）

それでは、中嶋会長、会議の進行をよろしく申し上げます。

○中嶋会長

会長を仰せつかりました中嶋でございます。以降の会議を進行させていただきます。まず始めに、副会長の選出について、お諮りいたします。副会長の選出につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。副会長の選出について、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○花田委員

副会長は、建築史や建築意匠について豊富な識見があり、堺市景観賞の審査委員も経験しておられる倉方委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○中嶋会長

他にご意見はございませんか。倉方委員に副会長をお願いすることに、ご異議ございま

せんか。ご異議が無いようです。副会長には、倉方委員が選出されました。よろしくお願  
いします。それでは議事進行の前に、改めて一言ご挨拶させていただきます。

ただいまご推薦いただきまして、会長を務めることになりました中嶋です。よろしくお願  
いします。これまで堺市景観審議会のほうでは、景観計画の充実ということで、重点地域で  
あったりですとか、今回ご議論いただきます景観重要建造物、樹木という、どんどん景観計  
画というのは割と細かいピッチで充実させていくというのが特徴になっているものでござい  
ますけれども、いよいよここでご審議いただいて、それが実際に動いていくフェーズという  
のが次になるかと思えます。皆様の活発なご意見を頂戴しまして、より堺市の景観がよくな  
るよう努力をしていきたいと思えます。何卒よろしくお願いします。それでは、倉方副会  
長からも一言お願いします。

#### ○倉方副会長

副会長を仰せつかりました倉方でございます。今、中島会長もおっしゃったように、すご  
く実効性のある施策をこれから堺市が展開していくということで、こちらがやっぱり広く市  
民にその趣旨が理解されるような内容、文面が何よりも大事なことだというふうに思えます。  
今日はご審議いただきまして、こちらの実効性が市民のためになるものに集約させていけれ  
ばというふうに考えております。よろしくお願いします。

#### ○中嶋会長

それでは、議事を進行させていただきます。本日の会議録署名委員は、梶委員、西委員に  
お願いします。ありがとうございます。それでは、本日の案件について、事務局から説明を  
お願いします。

#### ○事務局

「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた検討について」ご説明いたします。都市  
景観課 松浦です。着座にて説明させていただきます。お配りしております資料 1、資料 2、  
参考資料をあわせてご覧ください。本日は、①令和 7 年度第 1 回堺市景観審議会でのご意見  
に対する対応について、②景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度に関する手引きにつ  
いて、③今後の予定について、順に説明させていただきます。

まず、令和 7 年度第 1 回堺市景観審議会でのご意見に対する対応についてご説明いたしま  
す。資料 1 を合わせてご覧ください。

最初に、景観重要建造物に関するご意見です。1 点目「景観重要建造物の指定方針①“地域  
の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なも

の”については“自然”に関する記載がある一方で、指定基準には“自然”の観点に記載されていない。」とのご意見については、指定基準を「外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの」に修正しました。

上段の青枠が修正前、下段の青枠が修正後の内容となっております。また、前回の審議会から変更となった箇所を赤字で表記しています。2点目「指定基準の“優れた外観としてホームページ等で広く周知され”について、個人がホームページで公開しているものでもよいのか。

“多くの方々に認知されている”など書き方を変えたほうがいいのではないか。」とのご意見については、個人のホームページで掲載されているものではなく、公的機関のホームページ等で周知されているものを対象とし、指定基準を「公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの」に修正しました。上段の青枠が修正前、下段の青枠が修正後の内容となっております。3点目「指定基準に“適正に管理されている”と書くと建造物の材質や安全性なども含まれると考えるが、提出図面のみではその点を十分に把握できない。そのため何をもって適正な管理とみなすかについて、所有者と意見が一致するか難しいのではないか。」というご意見については、指定基準を「現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの」に修正しました。上段の青枠が修正前、下段の青枠が修正後の内容となっております。

続いて、景観重要樹木に関するご意見です。1点目「樹木というのは成長するので形態が変わる。また、樹齢のこともある。そのあたりをどのように指定に反映させていくのか。」というご意見については、樹木は生育に伴い樹容が変化するため、所有者等が管理している中で自然な変化は許容します。一方、毀損や高齢化等により、樹容や象徴性などの景観価値に著しい影響が生じた場合には、所有者と協議のうえ、指定の継続について調整したいと考えています。2点目「指定基準の“美観上優れた樹容”について、樹容は変容してしまうのではないか。」というご意見については、樹容は生育や管理により変化するため、“美観上優れた樹容”という表現では、指定基準として客観性や継続性の面で十分でないことから当該基準については見直しました。樹容が美しいかを評価するのではなく、その樹木が地域景観にどのように貢献しているかを評価するため、指定基準を「堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの」としました。上段の青枠が修正前、下段の青枠が修正後の内容となっております。

続いて、図面に関するご意見です。1点目「図書について、外観が重要なので内部の平面図等は求めなくてもよいのではないか。提案のハードルが上がってしまうのではないか。」との

ご意見については、平面図は、指定後の現状変更許可を審査する際に重要な資料であり、また外観だけでは判断できない空間のつながりや建物の使われ方を把握することで、歴史的・文化的な価値を適切に評価した上で指定について審議をすることが可能となります。そのため市としては、平面図が必要であると考えています。なお、所有者の負担軽減のため、図面は基本、市が作成し、審議の際は非公開とします。2点目「提案して却下される場合もあるので、先に図面を求めるのはどうか。」というご意見については、所有者から提案があった際、景観審議会に報告しご意見を求めた上で図面等の作成を進め、図面等の書類を整理した後、2回目の審議会に諮り、指定についてご審議いただきたいと考えています。

続いて、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度に関する手引きについて説明します。スライド左上に参考資料としてお配りしております手引き（案）の該当ページを記載しております。資料2、参考資料をあわせてご覧ください。手引き1ページ目は制度の概要を記載しています。景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度は、景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等の観点から、建造物の外観、又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な役割を果たすものを、堺市長が指定する制度です。本市には、地域のシンボルとして親しまれてきた建造物や、暮らしの積み重ねが感じられるまちなみ、地域の誇りとなる樹木等、堺ならではの多彩な景観資源が存在しています。景観重要建造物等の指定は、地域の記憶と愛着を支えるこれらの景観資源を、市民と共有し、保全・活用の取組を進めることで、堺の魅力と誇りを次の時代へ受け継ぐことを目的としています。続いて、手引き2ページ目の「指定の流れ」について説明します。まず所有者は指定について都市景観課に事前に相談していただき、その後、指定提案書で提案をしていただきます。所有者から提案があった場合、市は現地で管理状況や指定の基準に適合しているかを確認します。その後、市は指定基準に相当すると考える案件について景観審議会へ報告し、指定候補として検討を進めることについて意見を求めます。審議会での意見を踏まえ、市は現地調査を実施し、図面等の必要書類を作成します。その後、市は景観重要建造物等の指定について、「景観審議会へ諮問」し、専門的な見地から指定について意見を求めます。景観審議会から指定が適当である旨の答申を得た場合、市長が候補建造物等を景観重要建造物等に指定、告示します。指定後、市は所有者に対してその旨を通知し、指定を受けたものについて名称や所在地、指定理由等の情報をホームページ等で公表します。市から所有者に対して景観重要建造物等であることを示す標識を交付しますので、所有者には標識を適切な位置に設置していただきます。その後は、所有者には景観重要建造物等を適切に管理していただきます。以上が指定の流れになります。

続いて、手引き 3 ページ目の景観重要建造物の指定方針、指定基準について説明します。前回の審議会から変更となった箇所を赤字で表記しています。まず、指定方針①の指定基準 2 つ目を「外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの」に修正しました。また、指定方針①②共通で、指定基準 3 つ目を「堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの」に修正しました。また、指定方針①②共通で、指定基準 4 つ目を「現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの」に修正しました。また、指定方針②の指定基準 2 つ目を「公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの」に修正しました。

続いて、手引き 4 ページ目の景観重要樹木の指定方針、指定基準について説明します。まず、指定方針①②共通で、指定基準 3 つ目を「堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの」に修正しました。また、指定方針①②共通で、指定基準 4 つ目を「現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの」に修正しました。また、指定方針②の指定基準 2 つ目を、「公的機関のホームページ等で広く周知されているなど、地域のランドマークやシンボルとして多くの方に認知されているもの」に修正しました。

続いて、手引き 5 ページ目の所有者からの提案について説明します。提案に必要な書類は、

- ①景観重要建造物、景観重要樹木の指定提案書
- ②当該建造物、当該樹木の縮尺 2500 分の 1 以上の位置図
- ③道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物、当該樹木の写真
- ④他に所有者がいる場合は同意書

の 4 つとします。

また、景観重要建造物の場合、指定にあたっては、先にご説明した位置図や写真のほか、所見及び配置図、平面図、立面図を用いて景観審議会にご意見を求めます。所有者が配置図、平面図、立面図をお持ちでない場合は、基本的に市が図面を作成します。図面は景観審議会の審議や現状変更許可の審査の際に使用し、それ以外には使用しません。また外部に公表は致しません。

続いて、手引きの 6 ページ目の景観重要建造物の指定に伴う「支援」と「義務、制約」について説明します。景観重要建造物の「支援」については、①税制面の支援として、相続税評価の 30 パーセント控除が可能であり、②維持管理に関する助言として、市に対し、景観重要建

建造物の管理に関する助言を求めることができます。義務、制約については、下の表の①から③があります。まず、①所有者等の適切な管理義務として、良好な景観が損なわれないよう管理する義務が生じます。具体的には腐食等の劣化を防ぐ措置を講じ、外観の保全に努めること、消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること、景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときには、直ちに市長と協議し、滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることです。

また、②現状変更の規制として、建造物の増築や改築、移転、除却、外観の変更を伴う修繕や模様替え、色彩の変更を行う場合には、市の許可が必要となります。また、③指定解除の制限として、指定を受けた建造物が、文化財保護法に定める国宝、重要文化財等の指定を受けた場合や、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合を除き、指定は解除されません。

続いて、手引き 7 ページ目の景観重要樹木の指定に伴う「支援」と「義務、制約」について説明します。景観重要樹木の支援については、①維持管理に関する助言として、市に対し、景観重要樹木の管理に関する助言を求めることができます。義務、制約については、下の表の 3 つがあります。①所有者等の適切な管理義務として、良好な景観が損なわれないよう、次に示す基準を守り、適切に管理する義務が生じます。

具体的には整枝、剪定その他必要な管理を行うこと、滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること、景観重要樹木が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときには、直ちに市長と協議し、滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることです。

また、②現状変更の規制として、樹木の伐採や移植をする場合は、市長の許可が必要になります。また、③指定解除の制限として、指定を受けた樹木が、文化財保護法に定める史跡名勝天然記念物等に指定された場合や、滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅した場合を除き、指定は解除されません。

続いて、今後の予定について説明します。今後のスケジュールですが、本日の審議会では「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度に関する手引き」についてご審議いただきます。いただいたご意見を踏まえて修正等を行い、令和 8 年 4 月末にホームページにおいて公表する予定です。続いて、今後の進め方について説明します。市が有する歴史的・文化的な建造物として、指定文化財や登録有形文化財があります。景観重要建造物の指定候補として、所有者からの提案のほか、本市の選定として、堺市景観計画で重点地域に指定している堺環濠都市地域及び百舌鳥古墳群周辺地域に位置する指定文化財、登録有形文化財のうち、市所

有のものについて指定を検討します。

最後に、本日ご欠席の寺地委員、宮川委員のご意見についてご報告いたします。寺地委員からは、景観重要樹木に関して、「地元の樹木に愛着を持つ方もいると思うが、公的な樹木を市民が景観重要樹木に推薦できる方が良いのではないか」とのご意見をいただきました。

このご意見については、制度上は所有者からの提案のみとなっていますので、市民からの推薦をご意見として伺い、所管課と調整するという進め方を考えています。

宮川委員からは、景観重要樹木の単独の指定は難しいので、建造物を指定する際、セットで敷地内にある樹木を指定する方法もある。」とのご意見を頂きました。このご意見に対しては、建造物と一体で景観を構成している場合には建造物とあわせて指定する方向で検討します。

事務局からの説明は以上になります。

○中嶋会長

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。芦田委員お願いします。

○芦田委員

図面の部分なんですけれども、図面についてですね、「図面は景観審議会の審議や現状変更許可の審議の際に使用し、それ以外には使用しない、外部にも公表しない」と使い道は書いてあるんですけれども、提出された図面の保管管理、ここも踏み込んで書いておかないと、人が住んでいる場合の建物であればですね、非常に犯罪被害の元になる。あるいはですね、所有管理する中でですね、やっぱり人が建物の中を知るといふのをですね、非常に不安が出てくると思うんです。やっぱりあの提出書面の保管管理、これも踏み込んで記載すべきでないかと思います。

○中嶋会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

ご意見ありがとうございます。あの、確かにその点書けていなかったなと思いました。執務室の中でも施錠ができるロッカー等もございますので、どこが適正かということも検討しながら適切に管理できるように、またどのように管理するかということについてもご安心いただけるように手引きのほうに書き込んでいきたいと考えております。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はい、倉方副会

長。

○倉方副会長

倉方です。すみませんちょっと細かい話なんですけれども。手引きのページ6とページ7、景観重要建造物、景観重要樹木の支援とか義務制約とあって、なるべく共通にして、整理されて明解になってるなというふうに思います。1点違うのは、②現状変更の規制のところは景観重要建造物の場合は「市の許可」が必要となっていて、下の景観重要樹木の方ほうは「市長の許可」が必要になるので、これはやっぱり市というのは結構色々な建造物の法律等も含んでるから、こっちは市とっていて、基本的には市長が指定するというふうな状況になってると思うんですけども、これはあえて上のほうの景観重要建造物は市の許可で、下のほうは市長というふうになっているということでしょうか。

○事務局（小田課長）

申し訳ございません。「市長の許可」が必要ということですので、この部分を訂正させていただくようにします。ありがとうございます。

○中嶋会長

ほかにいかがでしょうか。梶委員お願いします。

○梶委員

手引き2ページの提案から指定までの流れですね。一つは景観審議会の位置づけなんですけど、所有者から相談提案があった場合に、まず景観審議会の1回目でご報告をいただけるということなんですけど、堺市にあって指定基準に相当すると考える建造物、樹木について、とございます。逆にこれ堺市にあって指定基準に相当すると考えなかった場合には、景観審議会に諮る以前に、もう却下というふうな取り扱いも考えられるということでしょうかね。

○中嶋会長

事務局お願いします。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。ここにこういう書き方をしていると、あの、委員の今のご指摘の読み方になってしまうんですけども、基本的には指定基準と照らし合わせて、市のほうとどうか、事務局のほうでどう考えたかという整理した上で、審議会のほうにご報告させていただくという流れで考えております。

○梶委員

そうすると、指定基準に相当するか相当しないかというふうなご意見を付した上で、提案

があったものは一応すべて審議会のほうにご報告があるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○事務局（小田課長）

はい、そのとおりですので、少しこの表現は訂正するというか、修正していききたいなというところで考えようかと思っております。

○梶委員

ありがとうございました。もう1点は、2回目の審議会の諮問の後ですね。堺市のところで「審議会から指定が適当である旨の答申を得た場合は市長が候補建造物等を景観重要建造物等に指定します」とあります。法律論からいうと、諮問機関のところでゴーサインが出て、市長のところではそのとおりにしなくてよいと言うのが一応の原則ではあるんですけどもね。その辺、答申どおりに扱わないという可能性はあるというふうに理解してよろしいですか。

○中嶋会長

いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

はい、ありがとうございます。法律的にそのような解釈というのはあるということだと思いますが、実質的には諮問いただいたもので指定するという流れになっていくと考えております。

○梶委員

わかりました。それでよろしいかと思えます。ほとんどもう答申がそれで告示して指定に至るということであれば、この表現で特に問題の生じることはないだろうというふうに思えます。それと全く違った話になりますが、指定に伴う義務と制約についてのご紹介がありました。所有者等の適切な管理義務ですね。建造物についても樹木についても説明があったんですけども、この適切な管理義務を果たさなかった場合、怠った場合の罰則のようなものについての定めはありますか。あればご紹介いただきたいと思えますし、できれば記載もあったほうが良いんじゃないかと思うんですが。

○中嶋会長

いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

すいません、改めてきちんと確認しないといけないところかと思うんですけども、罰則

規定というよりは、原状回復命令というものが、景観法の第26条のところで規定されておりますので、もう一度改めて確認はしますが、罰則規定ではなく、原状回復命令をさせていただくということかと。

○梶委員

確認をよろしく申し上げます。以上です。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。今のご指摘を受けて、少しフローのところも文言を書いたほうがいいところがあるかと思えますし、あと義務を怠ったときのことをどう表記するかということですが、またご検討いただければと思います。はい、ほかにいかがでしょうか。はい、大西委員申し上げます。

○大西委員

先ほどの指定の流れの部分で、景観審議会の取り方というか、それぞれ所有者からの相談提案があって、スケジュール感としたら年に1回なのか、半年に1回なのか、件数で開催するのかという部分はどのような認識をしているのですかね。

○中嶋会長

事務局申し上げます。

○事務局（小田課長）

景観審議会については、提案いただいて随時開催するというよりは、年に2回ぐらいのペースでいつも開催させていただいておりますので、提案のタイミングによっては、うまく年度内に指定できる場合、年度またいでしまう場合もあろうかと思っておりますが、その辺はなるべくわかりやすくホームページでお知らせするとか、少し工夫が必要なところかなと思っております。景観審議会は年2回で開催したいと考えております。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、岸本委員申し上げます。

○岸本委員

岸本です。よろしく申し上げます。ちょっとポイントがズれるかもしれませんが、建造物と樹木の支援、義務のところなんですけど、支援といっても助言を求めることができるということで、後の管理は所有者がしなければいけないよというところで、全部所有者に任せるという意味合いなんではないでしょうか。それとも、今は害虫等いろんな問題があります。それらにも市が援助するのかということをお聞きしたいと思います。

○中嶋会長

お願いします。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。支援と書いておきながら、この程度しか書けないというのが現状ではあるんですけども。例えばまあ建造物であれば補助金の交付であるとか、樹木であれば樹木医の派遣であるとか、もう少し市としてできるところは、走りながらにはなるんですけども、検討していかないといけないといえますか。補助制度を整えてから運用を始めるとなると、またスタートが遅くなってしまいます。どちらにするかを考えたところで、まずは今回指定の手引きを作ってやり始めて、その補助については並行して考えていきたいということで、今回こういう動きをさせていただきました。もちろん、そういうことが必要であると考えております。

○中嶋会長

よろしいでしょうか。はい、西委員お願いします。

○西委員

今の岸本委員の質問について、同じ観点を思っていて、もう少しちゃんと書き込んでおいたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。もしご検討の余地があればと思うのは、特に景観重要樹木ですね。維持管理する助言だけで指定があって、その後現状回復命令まで出るというお話ですから、そうすると非常に弱いんじゃないかと。提案をするという動機が少し弱くなりすぎるんじゃないかと。せめて「等」とか書くとかですね。何かもう少し助言以外のことが含まれてるような書き方をご検討いただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

はい、ありがとうございます。あの、具体的な支援を考えつつ、表現についてもご提案いただいた方向で記載したいと思います。ありがとうございます。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。一般的に他の市町の景観重要建造物、樹木の場合も、制度を作られる時は、先にこちらの制度をつくって、1年とか2年遅れぐらいで補助制度を考えられるというところが割と多い。堺市さんがそこまで進むかどうか分からないんですけど

も、まずはこういう制度をきちんと整えて、それをサポートするようなものを主として考えていただくと。あとは既存のものでなにか、例えば景観重要建造物、樹木に指定されれば、市の制度について、優先的に窓口へご案内いただけるとか、何か他の施策との連携というのも重要かと思えますので。実際動き出すと、所有者の方とお話ししながら、こんな制度がありますとか、こういうことなら市がサポートできますという運用のところで、頑張っていていただいて、可能ならば、そういう補助制度というの、その後ご検討いただければというふうに思います。はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、花田委員をお願いします。

○花田委員

花田です。教えていただきたいんですが、やはり樹木のところでございます。対応の考え方というところで、「樹容や象徴性などの景観価値に著しい影響が生じた場合には所有者と協議の上、指定の継続について調整します。」ということなんですが、この影響が生じた場合という判断はどなたがどのタイミングでされるのかということ。それから、指定の流れはあるんですけども、建造物ではなくて樹木の場合、例えば所有者がもう価値がなくなってきたんじゃないかなと思われた場合に、取り下げの手続きというのはどういうふうに考えてらっしゃるか教えていただけますでしょうか。

○中嶋会長

はい、事務局いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

景観法の中で所有者さんからの申出によって解除するというのは確か無いということになってると思います。もう一つ、樹木のほうですけれども、判断については私たちが所有者さんと密にやり取りをさせていただいた状況を景観審議会のほうにご報告させていただいて、ご判断いただくという流れになる。ただ、確かに手引きのなかで、ネガティブな情報というのは一切書いてないので、そういう場合どうなるのかなというご心配がありながら提案いただくというのどうなのかなと思いました。ただ公表する中には、できれば前向きに指定ということを書いておきたいなと思うので、ご相談いただいた時に、例えばこの時はこうですと明確に見ていただけるようなものはご準備しておいて、こんな時にどうなるのかなという心配には、きちんとあのお答えできるように、色々と想定して整理しておこうと思いました。ありがとうございます。

○花田委員

ありがとうございます。先ほどの支援のことも、私も本当にそうだと思っていて、提案していただいて指定が増えた方が堺市さんとしてはどうか、堺市の環境としては良い訳なので、ということはその指定に向けて動きやすいようなことを考える必要があるなというのが1点と、それからそのときに取り下げるときどうなるんだろうという心配があると、また提案をためられるかもしれないということも思いましたのでお聞きいたしました。よろしく願いします。

○中嶋会長

ありがとうございます。景観法上は景観重要建造物も樹木も一旦指定されると、所有者の意向で解除できないという制度になっておりますが、こういう生き物、自然の場合はどうしても枯れたり無くなったりということがあるので、それはもうその状況を見て、その結果景観上重要だということの要件がなくなったという判断をし、この審議会でするかどうかわかりませんが、そこで解除については景観審議会に諮るとというのが制度上の建て付けになっていますので。とはいえ、やはりできるだけ頑張って維持していただきたいということで、その辺は市と所有者さんで具体的にサポートのお話をさせていただくということになるのかなというふうに思っております。ほかにはいかがでしょうか。はい、林委員お願いします。

○林委員

今回手引きを作られて、すごく所有者さんに一段分かりやすい部分が増えたのかなと思っ  
ていいかなと思うんですが、先ほどの話もあったんですけど、維持管理というのをどう  
いうふうにすればよいかというのがこの文面だけではわからない部分がたくさんあるのかな  
と。やはり景観重要建造物の場合、いろいろなものが出てくるので、歴史的なものと言っ  
ても時代もさまざま、色々な質があるので。またその方がどのように住まわれているとい  
うことも違うと思うので、まあ一概に書けないと思うんですけど、所有者さんのほうにど  
ういう情報発信をして、例えばこういうふうな変更、改修であればオッケーだとか、ま  
あこういうふう管理してほしいみたいなことをメッセージとして伝える手段というのが、こ  
の手引き以上にあるのかなというのがちょっと気になっておりました。もう少し、噛み砕い  
たような情報発信をするご予定があるのかどうかということをお伺いしたかったところ  
です。

○中嶋会長

いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

ありがとうございます。今これ以上にその辺を書こうという想定で動いてはなかったんで

すけれども、やはりその所有者さん、管理者さんがいて、指定させていただくものですので、指定の際に現地で確認させていただいたりというところでは、私たちのほうでも、どういった管理をされてるかというのをチェックする体制の検討をし始めているところなんです。ですので、それを元に現地でやり取りさせていただく。おそらくそれぞれで少し違ってくるのかなというところはあるので、統一的にホームページに掲載することも大事だと思うんですけども、少し個別にご対応させていただいて、いくつか事例が出てきた中で、やはりこういうのは皆さんに向けて発信しないといけないというのがありましたら、随時改善するといえますか、更新していくということが必要かなと思っております。

○林委員

はい。わたくしも今のご方針がすごく良いのかなと思いますので、走らせながら、少しずつ指定したいと思われる所有者さんが広がっていくように、情報の発信だとか、色々な事例の紹介だとかということができる範囲で実施していただければと思います。以上です。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。今のこの手引きは少し、何て言うんでしょう、なかなか所有者さんが手を上げようかなという文章になっていないというのは確かなところかなという。もう少し魅力的に見えるような、というか指定してもらいたいと思っていただけるような手引き。まあ手引きですので、改訂は随時できるかと思っておりますので。大阪市の場合は、なんか景観読本という形で、割と細かい絵まで付いたり事例をつけて、あまり写真とかだとあの余談が入るのでイラストが多いんですけども、だいたいもう少し噛み砕いて、具体的な事例とか、あの具体的な管理の方法みたいなものとか、あのサポートみたいなものを書いているものを作られているところもありますので。まあちょっと動き始めてご検討いただければ、事例が少しずつ蓄積された段階で充実させていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。倉方副会長お願いします。

○倉方副会長

今の林委員のおっしゃったことは本当にそのとおりだなというふうに思って。文言等は今日いろいろ修正いただいたりで良いと思うんですけども。手引きは手引きであって、最初に作るのか、少し事例が蓄積されてから作るのかはあると思うんですが、堺市の景観賞とも少し連動したようなパンフレットを置いておくとか、やはり魅力的な発信というものがこれから走らせながらであるが重要だと思います。大阪市も、景観ではないんですけど、HOPE（ほーぷ）ゾーン事業や生きた建築ミュージアムの修景の冊子等をこの前新しくして、約 20 事例

が掲載されていて結構良く出来てました。所有者の声等は吹き出しで掲載されていたりして。なんとなく事例を載せていると指定したという感じがするけども、事例の列挙だけでなく、所有者が愛着を持つ建造物等の指定や支援による効果、どのような良いことがあるのかといった点を所有者目線で伝えることが重要であり、これからそういった形で自発的に関わっていただけるようなデザインも含めた施策がすごく大事かなというふうに私、気が付かされました。

○中嶋会長

ご検討いただければというふうに思います。ほかに今、景観賞であったりとか、修景とかはされていないかもしれませんが、そういう事業と一体になって、あとは地域の写真コンクールみたいなものと連動していろんな風景を撮ってきていただいて、候補をどんどん挙げていくとかということは、ほかでもされているかというふうに思いますので、よろしくお願いします。私から1点ですけど、例えば3ページ目の下のほう、指定の方針基準の景観重要建造物で、対象にならないものが文化財保護法に規定されたというふうにあるんですけど、国宝、重要文化財は国なんですけど、国のものなのか、府のものなのか、あるいは市かというその区分が一般の方にはあまり分からないので、ここで除外されるのは国の指定物に限るということですよ。それ以外という言い方なので、ほかのページにもあったかと思いますが、でも、「国の」を入れていただければと思います。それと、今後の進め方のところで、指定の候補が府指定登録という既に価値が評価されているもので、かつ市が持ってらっしゃるものから始められるというのがそれでよいかと思いますが、このレベルでないと指定されないのかというような、そういう印象を一方で与えるかと思いますが、まずは数を増やしていくというのは大事ですので、その上でもう少しすそ野を広げていくとか、そういう指定文化財というものはまたちょっと違う、登録とか指定の文化財とは違うのが景観の制度ですのでその辺も拾ってけると良いかなというふうに思っています。はい、ほかにいかがでしょうか。

○西委員

よろしいでしょうか。

○中嶋会長

はい。西委員、お願いします。

○西委員

ごめんなさい。先ほどご説明があったような気がするんですが、ちょっと後で気になって

きたので、もう一度重なったら恐縮ですがお聞きしたいんですけども。樹木のところで、並木道と言いますか、堺市の道路部が管理をしていて、次に土木部が管理をしていて、さらにURさんが管理しているというような、きれいな近隣では非常に有名な並木道とかあったりするんですが、こういった場合、申請者というのは堺市の道路部であったり土木部であったりということになるのかなと思うんですけど、それもこの場合、複数の所有者かつ公共だった場合というのはどういうふうになりますか。1本単位になるのかそのところ、公共の申請についてのご説明を聞き漏れていたら恐縮なんですけど、そのところが非常に気になりました。

○中嶋会長

はい。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（小田課長）

はい。制度上は所有者からの提案のみということになっています市所有のものを地元の方、公園の木とか近くの並木が素敵だなって思っていたら、所有者さんじゃない方からのお声をいただきましたら、所管課のほうに繋いで、その辺はうまくやってくれるのかなって思っておりますので、制度としてはがっちり決まったところがありますけれども、運用のところでもうまく指定につなげていけたらいいかなというふうには考えています。道路部局が所管で、国とか府とか、所管が跨っている場合も私たちのほうで調整して、同意を取っていけば指定できるということになってますので、大丈夫かなと思ってます。

○中嶋会長

制度としては可能であるということですね。

○事務局（小田課長）

はい。並木についてもご意見いただいたということで失礼いたしました。並木については、1本ずつの指定というよりも、並木としての景観ということの評価しているのかなというふうには考えております。ただ、並木があっても、その中に1本だけ別の木があるという事例もあると思うので、それはそれぞれで判断していけばいいのかなと思ってますが。一般的に並木であれば、並木としての景観を評価して指定していきたいなというふうには考えております。

○中嶋会長

並木はいろんな指定の方法がありまして、今おっしゃったような一団として指定するというものと、本来の文化財保護法の史跡や記念物、名勝、天然記念物であると、1本ずつちゃんとマーキングして。なので、1本でも枯れるとまた植え直さなきゃいけないとかあるんですけど

れども、それは景観の場合はまとめてということです。例えば、大阪市のいちょう並木は大阪市の指定文化財になっておりまして、あれも1本枯れたら大変なことになると困るので全体として指定をかけているので、1本枯れたからと言って大きな問題になるということにはならないようにはされているので、その辺は場合に合わせて検討されるということになるのかなというふうには思っていますけれども。基本的には並木は全体と言うふうに考えていらっしゃることでですね。

○西委員

おそらく景観というものの捉え方が、専門家の先生方のほうがはるかに詳しいでしょうけど、捉え方が1本単位で捉える場合と、おそらくイメージというか写真で見た1枚写真の中で全体像として捉える場合というのがあるのかなというふうに思っています。そういった意味で並木を、所有者が特に複数になる場合、学校もあるし、堺市もあるし、民間さんもあって。そこ一体として、ある時何十年か前に、並木としてきれいに整理しようねということでされているという場所は、もちろんその中に違う木もありますし。場合によっては一瞬途切れている場所とかもありますけど、それでも並木として成立してるんじゃないかという場所もあると思うので、そこについての指定の仕方というのが、所有者さんが単独じゃない場合、特に気になるわけですけども、しっかり書いといていただかないと逆に市民からしたら、どうやってここを指定するというふうに提案をしていくというのは、所有者が多すぎて言えないよねということにならなければいいなというふうに思っています。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。所有者の同意を取られるというのが堺市の方法ですので、いろんな所有者がいらっしゃったら、所有者間全体の同意で、もし一つ外れたらそこ以外という形になってしまうということなんでしょうかね。その辺どう進めるかというのは、事務局のほうであらかじめシミュレーションしていただいているといいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。そうしましたら、ありがとうございます。熱心にご議論いただきました。ありがとうございます。本案件につきましては、各委員からいただきました意見を踏まえまして、手引きのほうを修正いただき、公開等の制度運用に向けた作業を進めていただきたいと思います。これをもちまして、本日の案件は終了となりますので、事務局のほうにお返し致します。

○芦田委員

すみません。

○中嶋会長

はい、どうぞ。

○芦田委員

この審議会、景観という部分でそれはいいと思うんですけども、我々の警察という立場から考えますとですね、将来的にはおそらくこういう良いまちなみを作って、観光客等がどんどん入ってくるんだろうなというふうに思います。その時にですね、今インバウンドなんかで、いろんな自治体で問題になっています。例えば個人の家への立ち入りであったり、あるいはゴミの問題であったり、いろんな問題が出てくる。その時にですね、地元が今こういう現状を全く知らないんじゃないかなと。というのは、私の配下でもですね、この地域に住んでいる者があるんですけども、全くこういう計画が進んでいるのは全く知らなかった。ということでですね、やはり地元の町会長なり、町会長と言ってもですね、今、町会の加入というのは恐らく 50%切ってると思うんですけども、まず地元説明だったりとかですね、地元の人意見をどう汲み上げるか。こういうシステムを作っておかないと、行政先行でいってしまうと後で揉めることになるのかなというふうに思いますので、提案だけさせてもらいます。

○中嶋会長

ありがとうございます。どうですか、事務局はどういうプロセスで周知を進められるか。

○事務局（小田課長）

はい、ありがとうございます。確かにホームページだけで載せてしまっても、なかなか一般的に生活されている方が特に景観のページを見るという機会は少ないかなと思いますので、今ご提案いただいたように、地元自治会長さんにこんなことやり始めますというお話をさせていただくとか、例えば、ご提案いただいたものが決まった段階で言うと一層具体的にもなるのかなと思いますが、その辺の進め方は考えたいと思いますが、知っていただくということがすごく重要だなと思いますので、それについても考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（司会）

本日は活発な議論ありがとうございます。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する手引きにつきましては、本日いただきましたご意見も踏まえて修正を行いまして、4月末

のホームページの公表を予定しております。本日いただいた意見の中にはですね、手引きに反映すべきところと、進めながら今後検討していく、充実していくべきといったご意見もいただいております。できるだけ早期に指定も進め、事例を増やしていくという観点から、制度の手引きにつきましては、一応予定をめざしてですね、進めていきたいと考えており、その修正につきましては最終的な確認を会長にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○中嶋会長

ただいま事務局からご説明のありました進め方で、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事務局(司会)

ありがとうございます。中嶋会長、よろしく申し上げます。それではこれもちまして、令和7年度第2回堺市景観審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(以上)